

3 令和4年度の認可保育所等 整備（R5.4開所分）について



3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(1) 認可保育所の整備方法について

	整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1	内装整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を補助。	全ての法人	1年以上の運営実績 (小規模保育事業については、本市内で3年以上の運営実績)
2	建設費補助 (法人所有地)	事業者が確保した用地において、認可保育所を整備するために必要な建設費等の一部を補助。	社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人	1年以上の運営実績
3	自主財源整備	事業者の自主財源による認可保育所の整備。	全ての法人	不要
4	横浜保育室からの認可移行事業	認可保育所への移行にあたり、移転や改修等に必要な経費の一部を補助。	横浜保育室 運営事業者 又は関連法人	(既存園対象)

3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(2) 令和4年度整備に向けたスケジュール



※以下のスケジュールは、現時点での見込みのため変更になる場合があります。
各募集の詳細は市HPに随時掲載していきますので、そちらをご確認ください。

● **重点相談** 令和3年10月18日～11月30日

● **内装整備費補助事業**

第1次募集 令和4年1月下旬～2月中旬
第2次募集 4月中旬～5月中旬
第3次募集 6月下旬～7月上旬

● **建設費補助(公有地貸付／法人所有地)**

第1次募集 未定

※対象地域を重点整備地域に絞ったうえで2か年事業として募集を行います。
整備相談及び整備状況によって募集の時期を決定いたしますので、具体的な募集スケジュール等は
今後HPでご確認ください。

● **自主財源整備事業**

第1次募集 令和4年4月中旬～5月中旬
第2次募集 6月下旬～7月上旬

3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(2) 令和4年度整備に向けたスケジュール

内装整備費補助事業(一次募集)の場合、保育所が開所するまでの一般的な流れは以下の通りです。

R3年		R4年											R5年			
10月	…	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
重点相談		近隣説明 内装整備費補助事業 一次募集	審査	採択結果の通知(※1)	近隣説明・実施設計着手			実施設計の審査	補助金交付申請	内装工事入札	内装工事着工		認可・確認申請書の受付	工事完了・完了報告	開所準備	開所(※2)

※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可を確定するものではありません。

※2 補助対象の場合、4月開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

●内装整備費補助事業

ア 新設認可保育所・分園の整備(新築・既存ビルの改修等)

※新設の場合は、定員20人以上から対象となります。

※分園の場合は、原則として定員45人以下とします。

※整備予定地が「整備が必要な地域」に指定されている必要があります。

イ 既存保育所の増床・増築・改修

※3人以上の認可定員増が図れる場合を対象とします。

(なお、原則「整備が必要な地域」が対象ですが、3～10名程度の定員増の場合は、周辺の保育ニーズを考慮のうえ、活用できる場合もありますので、保育対策課までお問い合わせください。)

※定員増とは、増床・増築・改修を行うことによって増える定員のことであり、申請日時点の定員外入所による人数は、定員増分に含まれません。(詳細はお問い合わせください)

※総事業費が税込み500万円未満の場合は補助対象外です。

※大型遊具は補助対象外です。

※平成31年度以降に本市からの補助金を受けて保育所の建設工事や内装工事を行った施設は対象外(増築を除く) また、平成24年度以降に、本市からの補助金を受けて保育所の建設工事を行った施設で、躯体部分の一部取壊しが発生する改修等を伴う場合は対象外(増築を除く)です。(補助対象となるか不明な場合には、お問い合わせください。)

3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

●内装整備費補助事業

		補助内容	
	工事費(改修費)	建築物の改修等(改修、新築の設備整備、増築)に必要な工事請負費 ※対象外: 賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等	
	工事事務費	工事施工に直接必要な監理費(補助対象工事費の2.6%を上限とする。)	
	備品費	施設整備に必要な備品購入費(1品5千円以上の備品、実行備品単価(上限3万2千円)×定員が上限)	
	大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費(1品10万円以上のものとし、350万円を上限とする。)	
整備費	限度額	①改修費等の補助限度額 【定員】 【補助限度額】 90人以上 6,000万円(8,000万円×3/4) 50人~90人未満 4,500万円(6,000万円×3/4) 50人未満 6,000万円×(定員数/50人)×3/4 ②休憩室等を整備した場合の補助金額 【定員】 【補助限度額】 【休憩室等基準面積】 90人以上 322.5万円(430万円×3/4) 24㎡以上 50人~90人未満 247.5万円(330万円×3/4) 18㎡以上 36人~50人未満 195万円(260万円×3/4) 14㎡以上 36人未満 142.5万円(190万円×3/4) 10㎡以上 ③0歳児未設定加算 0歳児定員を設けない場合に加算します。 【加算条件】 【補助限度額】 0歳児定員を未設定 225万円(300万円×3/4)	
		<R3年度から実施!>	
賃借料補助	対象期間	工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで	
	限度額	月額50万円(100万円×1/2) ※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算	

3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

●内装整備費補助事業

内装整備費補助事業の重点整備地域では、補助が手厚くなります！

- ・5年間の補助が10年間に！
- ・補助率が1/2から2/3に！



・例えば…60人定員の保育所の場合

賃借料補助年額669万6千円が892万8千円に、



10年間で総額5,580万円UP！

※補助期間終了後は公定価格の賃借料加算(年額約560万円)が適用になります。

開所前の賃借料補助は整備が必要な地域にも適用されます！

3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

● 建設費補助

整備年度	定員 (名)	延床面積 (m2)	整備費 (千円)	補助金額 (千円)
平成29年度	62	499.91	251,525	108,711
平成30年度	90	826.31	441,828	175,895
平成31年度	93	988.44	794,464	190,690

※直近3年分の実績

<補助対象(令和3年度4月時点)>

施設整備	主体工事費(共通費、杭工事費等含む) 環境配慮設備工事費、工事事務費
設備整備	備品費等、開設準備に必要な費用

※令和4年度の補助内容については改定を予定しています。

※対象地域を重点整備地域に絞ったうえで2か年事業として募集を行います。整備相談及び整備状況によって募集の時期を決定いたしますので、具体的な募集スケジュール等は今後HPでご確認ください。

3 令和4年度の保育所等整備(R5.4開所分)について



(4) 福祉のまちづくり条例への適合基準の緩和

原則として、『横浜市福祉のまちづくり条例』の適合を求めています。次の設備については協議により緩和が可能です。

(あくまでも、待機児童対策としての時限的措置であり、今後の状況により変更になる場合があります。)

緩和可能な設備	新築／既存建物の改修
エレベーター (保育室が1・2階のみの場合)	設置不要 ※1
オストメイト用水栓器具	簡易設備で可
点状ブロック	屋内のみ設置不要
乳幼児用便所に設ける鏡	設置サイズの緩和

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要です。
なお、駐車場(車いす使用者駐車施設)を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要です。